

# 行政説明

## 成年年齢引き下げを見据えた若年者の消費者教育

文部科学省 総合教育政策局  
男女共同参画共生社会学習・安全課

### 松尾 雄樹

松尾：ご案内にあずかりました、松尾でございます。よろしくお願ひいたします。

義であるとか、消費者教育の基本理念などを定めたものになっております。

民法が改正されまして、成年年齢の適用が18歳から引き下げられますというところがございます、それに基づいて3年間、若年者への消費者教育に関するアクションプログラムとして、重点的に取り組みを進めているところでございます。

本年度が、こちらのアクションプログラムの最後の年、成年年齢引き下げに関する重点的な取り組みの年度として位置付けられておまして、さまざまな周知活動であるとか、啓発とか、そういうのを我々としては進めているところでございます。

アクションプログラムの概要については、こちらをご覧いただければと思います。

**若年者に対する消費者教育について（総論）**

- 平成24年8月に議員立法により成立した「消費者教育の推進に関する法律」に基づき、消費者庁と文部科学省において「消費者教育の推進に関する基本的な方針」を決定（平成30年3月20日閣議決定）。「若年者への消費者教育」は当該法の重点事項の一つ位置づけられている。
- 成年年齢の引き下げ（令和4年4月施行）を見据え、平成30年2月に「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」を関係4省庁において決定（7月改訂）、平成30年度から令和2年度の3年間を集中強化期間として取組を進めてきたが、令和3年度も継続して実施している。
- 令和3年3月22日付で教育委員会等、関係機関に対して「成年年齢引き下げに伴う消費者教育全力」キャンペーンによる取組の推進について「推進計画」の取組を推進している。

**消費者教育の推進に関する法律（平成24年8月成立、12月施行）**

- 与野党の共同による議員立法により成立
- 消費者教育の総合的かつ一体的な推進を図るために必要な事項を規定
- 主な内容
  - ・消費者教育及び消費者市民社会の定義、消費者教育の基本理念
  - ・国及び地方公共団体等の責務、財政措置
  - ・学校、大学等、地域における消費者教育の推進
  - ・国の消費者教育基本方針の策定、消費者教育推進会議の設置（H25.3）
  - ・地方公共団体の推進計画策定、消費者教育地域協議会の設置

**若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム（平成30年2月決定、7月改訂）**

- 成年年齢引き下げを見据えた取組期間に関する関係府庁連携会議（議長：法務大臣）の下、若年者の消費者教育について検討する会議に位置づけ。
- 関係省庁が緊密に連携し、若年者への実践的な消費者教育を推進するため、消費者庁、文部科学省、法務省及び金融庁の4省庁関係府庁長官会議において消費者教育の総合的かつ一体的な推進を図るために必要な事項を規定。
- 平成30年度から令和2年度の3年間を集中強化期間として取組を推進。

**アクションプログラムの概要**

(1) 高等学校における消費者教育の推進 ① 学習指導要領の改訂（文部科学省） ② 消費者教育教材の開発、手法の高度化 【消費者庁・金融庁・法務省・文部科学省】 ③ 実践経験者の学校現場等での活用 【消費者庁・金融庁・文部科学省】 ④ 教員の養成・研修 【消費者庁・文部科学省】	(2) 大学等における消費者教育の推進 ① 大学、専門学校等と消費者生活センターとの連携、消費者教育推進に関する情報提供、取組の普及啓発等を行う【消費者庁・文部科学省】 ② 大学、専門学校等と地元消費者生活センターとの連携を支援し、出前講座等を実施する【消費者庁】 ③ 大学等における講義実習等を通じた正しい金融知識の普及【金融庁】	(3) その他 ① 全ての都道府県、政令指定都市において、消費者教育の推進に関する法律に基づき消費者教育推進計画、消費者教育推進地域協議会の策定・設置を目指す。【消費者庁】 ② 大学等及び社会教育における消費者教育の指針を策定し、大学等及び教育委員会等に対し周知を行う。【文部科学省】
--	---	--

上の資料をご覧いただければと思います。消費者教育自体は、以前からもあったわけですが、一定の盛り上がりを見せるのは、平成28年8月に議員立法により制定されました「消費者教育の推進に関する法律」これが制定されたことをきっかけとしております。

それを基にしまして、消費者庁と文部科学省において、消費者教育の推進に関する基本的な方針を作成しまして、これに基づき、若年者への消費者教育を当面の重点課題として位置付け、それに基づいて活動しているというところがございます。

「消費者教育の推進に関する法律」は、真ん中の資料を見ていただくとおり、与野党の共同による議員立法により成立したものです。消費者教育の総合的かつ一体的な推進を図るために必要な事項を規定したもので、主な内容として消費者教育および消費者市民社会の定

**「成年年齢引き下げに伴う消費者教育全力」キャンペーンについて（令和3年3月22日決定）**  
【消費者庁、法務省、文部科学省、金融庁】

**趣旨**  
令和3年度は成年年齢引き下げ前の最後の1年となることから、成年年齢引き下げを見据え、実践的な消費者教育を徹底するため、関係4省庁（消費者庁、法務省、文部科学省、金融庁）が緊密に連携し、地方公共団体、大学、関係団体、メディア等を巻き込んだ集中的かつ一体的な取組を実施する。  
●消費者生活への取組、家計管理等に関する内容  
➢消費者被害防止に関する内容  
※若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム（平成30年2月20日決定）の内容も引き続き実施。

<b>【地方公共団体・大学等への働き掛け】</b> ・都道府県、大学等への働き掛け ・情報発信、セミナー開催等の実施についての働き掛け ・「消費者教育アドバイザー」の派遣 ・地方公共団体主催の教員向け研修への講師派遣 ・高校、大学等での出張授業の実施 等	<b>【関係団体への働き掛け】</b> ・消費者団体、自民連、金融関係団体等 ・全ての若年者に関する団体を通じた契約、家計管理や消費者被害防止に関する注意喚起・情報発信を働き掛け	<b>【イベント・メディアを通じた周知】</b> ・シンポジウム、セミナー等の開催 ・消費者生活センターとの連携実施・出前講座の実施 ・消費者教育フェスタの実施 ・教員向け法教育セミナー等の開催 ・インターネット広告、SNS広告等を活用した周知 等
--	---	---

**【コンテンツの充実・活用促進】**

- ・実践的な消費者教育に関するコンテンツを作成し、情報発信に活用
- ・契約、家計管理や消費者被害防止等に資する動画作成
- ・消費者生活センター・メディア等と連携し、活用促進
- ・成年年齢引き下げに伴って知ってほしい知識を集約し、マンガ、クイズや解説を交えて伝える特設ウェブサイトを作成
- ・金融経済教育に関する年齢別動画コンテンツの作成 等

**【参考】若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム（平成30年2月20日決定）**

高等学校における消費者教育の推進 ・学習指導要領の改訂 ・実践経験者の学校現場等での活用 ・教員の養成・研修	大学等における消費者教育の推進 ・大学、専門学校等と地元消費者生活センターとの連携実施・出前講座の実施 ・大学、専門学校等との出前講座等の推進
---	---

こちらのキャンペーンに関して、アクションプログラムの中身がどういったことをやっているのかというところをまとめたものです。地方公共団体や大学に対

しても働きかけたり、あとは、関係団体への働きかけ、イベント・メディアを通じた周知ということでやっているところがございます。

コンテンツの充実・活用も進めておりまして、これに関するさまざまな資料を発信しているところございまして、成年年齢が引き下げられますので、ちゃんとそれを理解した上で、正しく向上しましょうというところで行っているものがございます。

### 学校教育における消費者教育の推進

消費者教育（経済の防止・救済関係）に関する主な内容  
（学習指導要領解説抜粋）

- 小学校【基礎】  
「買う人（消費者）の権利は売る人の承諾によって売買契約が成立すると、買う人はお金を払い、売る人は商品を渡す契約である。商品が壊れたり壊れず、買ったものが壊れたり壊れず使えることなどについて、理解できるようにする。」  
「買物（買入）が起きた場合には、家族や先生などの大人に相談することや、保護者に共に消費生活センターなどの相談機関を利用することにも触れるようにする。」
- 中学校【技術・家庭】  
「消費者契約の仕組みについて……契約の仕組みの基本的な仕組みは、消費者が契約内容を表示、契約内容を確認することが重要であることに気付かせるようにする。」  
「消費者を支える仕組みがあるのは、消費生活に係る被害を未然に防ぎ、問題が発生した場合には迅速に対応し、被害を拡大させないことにつながるためであることにも理解できるようにする。」
- 高等学校【家庭（家庭基礎）】  
「消費者被害の未然防止につながるよう、買物方法や多重債務、インターネットを通じた消費者被害などに関する消費者被害の防止にも触れるようにする。」  
「契約の重要性については……未成年者の保護上の責任の所在（未成年者取消権の有無）について理解できるようにする。また……消費者被害の未然防止の重要性について理解できるようにする。その際……消費者被害の未然防止の重要性を説明し、公衆衛生法違反に関する契約等……消費者被害の未然防止の重要性について理解できるようにする。」  
「消費者保護の仕組みについては……消費生活センターについて役割や機能……消費者被害の防止の消費者被害の防止の基本的な仕組み……について理解できるようにする。」
- 高等学校【公民（公民）】  
「契約によって、売買、土地・建物や金銭の貸し借り、雇用などの多様な生活活動が行われること、この多様な生活活動には責任が伴っていることについて理解できるようにする。」  
「消費者に関する問題を取り上げ、消費者と事業者との関係が維持され、消費者被害の防止……消費者被害の未然防止の基本的な仕組み……について理解できるようにする。」

学習指導要領等（文科省HP）

高校生が成年年齢に達する前、より充実した消費者教育を学習する機会を確保

こちらは、指導要領の中身になっているところですが、もちろん昨今の動きを踏まえて、教育課程の中においても、中身を充実させようというところで、小学校、中学校、高校の家庭科というところで、あとは公民です、こちらの中で取り扱うようにというところで進めているところがございます。

家庭科の履修学年に関する学習指導要領も一部改定されておりまして、令和2年、3年の入学生について取り扱う、履修させることということでやっておりまして、これらの内容について進めているところがございます。

もちろん教育活動の中でやっているものですので、単純に知ってもらうというだけではないと思います。なので、伝えるということ自体は、確かにできることだとは思いますが、ですが、それをちゃんと理解して行動するというのは、伝えた相手方、こちらの内面活動のほうになってくると思われますので、我々としては、どうしても伝えるということではできないかとは思いますが、けれども、それをちゃんと身に付けて、自分の中で消化し、ちゃんとそれを活用していくということ自体は、これは伝えた相手方、つまり、学生であるとか、児童・生徒とか、そういったところの対処になってくるとは思われますので、そういったところに関して、教員の方々に非常にご協力いただきながら、その内容を伝えていただいているというところでございます。

### 学校教育における消費者教育の推進（教員養成等）

専門教育大学における取組例（主に教員養成）

1. 教員養成について
  - 教職課程は、公科、家庭科の教員免許取得に当たって履修する各教科の指導要領の科目に当たり、学習指導要領を踏まえ消費者教育の内容が扱われている。さらに、アクションプランの改訂に「消費者教育の充実」について各教科の教職課程を履修（大学）に盛り込むこと（令和元年8月）。
2. 免許更新講習について
  - 更新講習の申請要領を示した通知において、消費者教育を含む成年年齢引き上げに関する事項を取り上げ、講義の開設を推進している。なお、「給」直近生活センターにおいても、更新講習の実施に向けて文部科学省及び消費者庁と連携。
3. 現職教員研修について
  - 消費者庁作成した高校生向け消費者教育教材「社会への扉」を全国の学校に提供し、活用を促すに当たり、（給）教職員支援機構において、同教材を活用した消費者教育に関する教員研修活動（座談会、ワークショップ）の開催、積極的な活用を促している。
  - 教職員研修実施に関する主な提言等をまとめた通知を新たに発出し、「消費者教育の推進に関する基本的な方針」等を踏まえた研修の充実を全国の教育委員会（令和2年7月）。
  - 免許更新講習や教育委員会が行う研修以外にも、教員指導等に関する専門的研修等の機会を通じて消費者教育に関する研修が行われるよう、関係学会に対し働きかけを行うことを継続。

教職員支援機構のウェブサイト（校内研修シリーズ）  
消費者教育：校内研修シリーズ No.42  
「社会への扉」を活用した授業実践

消費者教育  
「社会への扉」を活用した授業実践  
文部科学省 消費生活センター長 坂本 和男

こちらは、学校教育における消費者教育の推進ということで、教員養成でありますとか、あとは免許講習の中でも、内容については扱うようにはしております。消費者庁のほうが開発している、次の資料でもお示しするのですが、「社会への扉」というところで、コンテンツを作成し、それについて実際にどういった形で伝えて、指導していくのかということ自体も、指導コンテンツとして載せておりまして、それが教育支援機構のウェブサイトに掲載されているので、実際にどういった活動をしているのかということ自体は、合間の時間にご覧いただければというように思っているところでございます。

### ○高校生向け消費者教育教材「社会への扉」

消費者教育 社会への扉

【目的】 未成年年齢の引き下げが議論されていることも踏まえ、高等学校段階で、契約に関する基本的な考え方や契約に伴う責任を理解するとともに、身近な契約等を通じて、社会において消費者として主体的に判断し責任を持って行動できるような能力を育む。

12のクイズで学ぶ自立した消費者

お金の理解しよう！  
クレジットカードの仕組み、多重債務、将来の計画的投資 様子を促すための注意を掲載

暮らしの安全について理解しよう！  
暮らしに潜む危険の例を紹介し、安全に配慮した行動、再発防止のための行動がとれる消費者になることを促進

消費生活センターについて知ろう！  
高校生が消費生活センターに相談したらという設定のマンガで紹介  
あなたの行動が社会を変える！  
消費者トラブルにあった場合に行動することが、消費者市民社会の実現につながることを紹介

生活用教材 ページ  
● 教科書と合わせておきたい若年者を取り巻く消費生活に関する問題  
● 生活用教材の「ワーク」を「発見」し、「発見」の問題の答え

消費者教育の必要性についての少人数  
● 消費者教育を実施している教員・弁護士・消費生活相談員  
● 若くして自立した消費者  
● 未成年者に対する消費者教育

公科、家庭科の指導要領とワークシート  
消費者教育の推進に関する資料

### 消費者教育フェスタ

趣旨  
文部科学省では、平成22年度より、「消費者教育推進事業」を実施し、大学及び社会教育分野における消費者教育の推進のために各種取組を行っています。  
平成24年の消費者教育推進法では、消費者教育を推進する多様な主体の連携の確保による効果的な実施が規定されるほか、推進法により閣議決定された基本方針では、地域の多様な主体間のネットワーク化や相互の連携と情報共有の仕組みづくりの必要性が求められています。  
そこで、文部科学省では、学校や地域において消費者団体等をはじめ様々な主体の連携・協働による消費者教育を推進するため、消費者教育フェスタを開催しています。

対象  
教員、教育委員会、消費者行政部局、事業者、消費者団体等

令和3年度開催地  
愛媛会場：令和4年1月19日（水）  
東京会場：令和4年2月10日（木）  
※ オンラインと現地開催併用にて開催予定

○好事例の共有  
○関係機関との連携促進

教育委員会  
小中学校・高校  
大学・専門予備校

関係団体  
（弁護士、FP  
等の専門家等  
含む）

消費者行政  
部局

消費者生活  
センター

さまざまな消費者教育に関した活動を進めている中で、いくつかの手段がありまして、この「消費者教育フェ

スタ」まさに今、開催しているところでございますけれども、文部科学省では平成 22 年度より実施しているものでございまして、さまざまな活動団体の方たちにも協力いただき、連携を促し、情報提供をしていくというところで、実施しているところでございます。今年度について実施しているのは愛媛会場、そして、東京で全体会場として実施する予定でございます。

**文部科学省消費者教育アドバイザー**

2022年の成年年齢下げを見据え、また学校や地域での消費者教育の取組も一層進めるため、文部科学省では消費者教育アドバイザーの派遣を行っています。

**? 中学・高校で・・・** 悩み


授業の中で消費者教育をどのように取り入れ指導していけば良いのか・・・

**? 大学で・・・** どうすれば

学生に主体的な判断で意思決定させるにはどうすれば・・・

**? 地域で・・・** 分からない

消費者教育の推進の方策が今一つわからないのですが・・・



そのお悩み、消費者教育アドバイザーが解決します！

**文部科学省消費者教育アドバイザーのメリット**

- ! 消費者教育の実践者や有識者を派遣します。
- ! 地域の実情を踏まえた消費者教育の実施を丁寧に支援します。
- ! 派遣に要する費用は無料です。

派遣の申請等詳細は、文部科学省HPをご覧ください。  
URL: [http://www.mext.go.jp/fa\\_menu/ksusei/kyokusho/detail/139570.htm](http://www.mext.go.jp/fa_menu/ksusei/kyokusho/detail/139570.htm)

消費者教育アドバイザーの派遣

【本件担当】文部科学省総合教育政策局  
男女共同参画共生社会学習・安全課消費者教育推進係  
電話 03-5724-2260, 2462  
メール consumer@mext.go.jp

さまざまな活動を実施していく上で、こういった形で実施していけばいいのか、計画を立てればいいのかというところ自体、迷われている方々で活動を実際にされている方々もいらっしゃるかと思いますが、そういった方たちを支援する1つの取り組みとして、我々のほうでは消費者教育アドバイザー、こちらの派遣を促しているところでございます。こういった形で、地域で実施するのか、あるいは、こういった形で講義をやっていけばいいのかというように迷われた際は、ぜひこの制度を利用していただければというように考えているところでございます。

私のほうからの説明は、以上とさせていただきます。すみません。お忙しいところ、ありがとうございました。